金融商品取引業者の解散の公告

当社は、平成二十一年十二月三十一日をもって解散することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引は顧客の注文に応じて決済し、平成二十一年十二月三十一日までに速やかに結了いたします。また、金融商品取引業等に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産につきましては、顧客の指示に基き同業他社への移管による方法等により速やかに返還いたします。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十一年十一月二十五日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号
エイチヴィビー・キャピタル・アジア・リミテッド（エイチヴィビーキャピタル証券会社）
日本における代表者　柴田　一弘

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条の規定及び当社の資産流動化計画に基づき優先資本金の額を金三千万円減少して金八億二千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十一年十二月二十八日であり、取締役の決定は、平成二十一年十二月十日に予定しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年四月十四日付官報の号外第八十号九十一頁に掲載されています。

平成二十一年十一月二十五日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号
ジャパン・アセット・スリー・ホールディング特定目的会社
取締役　長縄　順一

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条の規定及び当社の資産流動化計画に基づき優先資本金の額を金四千五百万円減少して金十一億二千五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十一年十二月二十八日であり、取締役の決定は、平成二十一年十二月十日に予定しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年四月十四日付官報の号外第八十号九十二頁に掲載されています。

平成二十一年十一月二十五日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号
ジャパン・アセット・エイト・ホールディング特定目的会社
取締役　長縄　順一

正誤

平成十九年六月十九日（号外第百三十号）公布国土交通省令第六十六号（建築基準法施行規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
七	上	終りから一四～一三	第一項	第一項本文
一〇	〃	八	照明装置	照明設備
三八	〃	一〇		
〃	〃	一五～一六		
一〇	下	九～一〇	二の二	二の二本文
一一	〃	終りから六	第三号	同項第三号
一三	〃	〃二〇	第三項	同条第三項
二〇	〃	〃一五～一四	第五項	同条第五項
二一	上	一三	第四項	同条第四項
〃	下	一三	法第三項	同条第三項
〃	〃	一八～一九	法第八十六条の二第二項	同条第二項
〃	〃	終りから一三～一二	イ又はロ	イ若しくはロ又は第二号
〃	〃	〃一二		
四一	上	〃一一	び中心	及び中心
四三	下	六	第一条第六号	同令第一条第二項第六号
〃	〃	七	同条	同項
四五	上	二五	㈥	㈧

四六ページ上段表二㈩項一行目から三行目及び㈡項一行目から五行目は次のとおりの誤り。

誤	
第一項の表一の㈠項に掲げる図書のうち各階平面図	筋かいの位置及び種類、通し柱の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造

正	
第一項の表一の㈠項に掲げる図書のうち各階平面図	筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置

同ページ同段同表㈩項四行目から六行目及び終りから三行目から一行目、㈡項六行目から一〇行目及び終りから三行目から一行目はそれぞれ削除。

同ページ同表中上段終りから一八行目から一六行目及び下段一〇行目から一二行目は削除。

同ページ上段同表㈩項終りから六行目から四行目及び㈡項終りから八行目から四行目は次のとおりの誤り。

ページ	段	行	誤	正
四八	下	七	㈨項	㈩項
〃	〃	八		
〃	〃	二一		
〃	〃	二六		
五五	〃	終りから五	第五号	第一項第四号
五六	〃	一四	第二号	第二項
〃	〃	一八	第三号	第一項第三号
〃	〃	一九		
〃	〃	二一	第五号	第一項第五号
〃	〃	二二		

六二ページ下段一行目「第五項」は「第一項中「第五十七条の四第一項ただし書」を「法第五十七条の四第一項ただし書」に改め、同条第五項」の誤り。

同ページ同段三行目と四行目の間に次を加える。

第十条の四の二第一項中「第六十八条の四第一項」を「第六十八条の四」に改める。

ページ	段	行	誤	正
六二	下	四～五	規定」	規定を」
六九	上	終りから一四		

六二ページ下段二〇行目「ただし書」は「本文中「、同項」を「、同条第七項」に改め、同号ただし書」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
六五	下	終りから一〇	第五十二条の二	第五十六条の二

六六ページ上段一三行目と一四行目の間に次を加える。

第十条の十六第二項及び第三項中「、同項」を「、同条第七項」に改める。

同ページ同段一四行目「ただし書」は「本文中「次の表の㈫項」を「同表の㈫項」に、「㈩項」を「同表の㈩項」に、「㈡項」を「同表の㈡項」に、「同項第三項」を「同項第三号」に、「㈦項」を「同表の㈦項」に改め、同号ただし書」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
六六	上	一五	㈠項	同表の㈠項
〃	〃	〃	各階平面図は、㈫項	同表の㈫項に掲げる各階平面図は、同表の㈩項
〃	〃	一六	㈩項	同表の㈡項
〃	〃	〃	㈡項	同表の㈭項
〃	〃	〃	㈭項	同表の㈬項
〃	〃	一九		
〃	〃	一七	㈬項	同表の㈵項
〃	〃	二〇		
〃	〃	一七	㈵項	同表の㈦項
〃	〃	一八	㈠項	同表の㈫項
〃	〃	〃	㈡	同表の㈭
〃	〃	一四～二二	行頭を一字下げる。	

六六ページ上段表中「各階平面図」は「㈫　各階平面図」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
六六	下	一七	㈫	㈩
〃	〃	終りから一〇	㈩	㈡
〃	〃	〃五	㈡	㈭
六七	〃	一	㈭	㈬
六八	上	一五	㈬	㈵
〃	下	一八	㈵	㈦
六九	上	終りから一三	第三項	第四項

九七ページ上段一行目「第二面」は「第一面中「第52条の３第１項」を「第57条の３第２項」に改め、同様式第二面」の誤り。

九八ページ上段一〇行目「注意2」は「注意2③中「第86条の２第２項」を「第86条の２第１項」に改め、同注意」の誤り。

平成十九年十月十五日正誤欄（国土交通省令第六十六号）中（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
三二	三	終りから二	表二	表二及び第四項の表一
〃	四	三		

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月二十五日付第二四八号一二八ページ●同日付政府調達第二一六号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月　一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）（配送料別）